厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズが適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

期間：令和４年４月～令和５年３月

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
肺炎	日数	10	10	0	6	39	21	0	6	10	0	20	30
	人数	1	1	0	1	4	3	0	1	1	0	2	3
尿路感染	日数	30	0	10	20	50	60	20	10	10	0	10	0
	人数	3	0	1	2	5	6	2	1	1	0	1	0
帯状疱疹	日数	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0